

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和		年 年	月 月	日から 日まで

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉗	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③÷④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤ー同表⑩)／同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑪／同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑫／同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭÷⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第3項から第6項まで及び第17項 並びに令和8年改正法附則第6条第2項関係						
仮計 ⑬+⑭－⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑨－⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗	—				
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙					
⑯と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は (㉖×㉘÷㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円
						法附則第9条第23項又は第25項関係							
						資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉛	兆	十億	百万	千	円	
						政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜						
						法附則第9条第23項又は第25項に係る額 (㉛－㉜)又は (㉛－㉜×1/2)	㉝						

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉞	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉟	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㉟÷㊱	㉟						期末の総従業員数	㊱	
差引 ㉞－㉟	㊱						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊱÷㊱	㊱						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㊱	人
控除額計 ㉟+㊱	㊱						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㊱	